

## 3月19日 民生経済常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和6年3月19日(火) 午前9時00分～午前11時46分 第1委員会室
- 出席議員 井川敦雄、津川俊仁、秋山 修、油本朋也、町田貴子、前田栄治  
阪本和俊
- 欠席議員 なし
- 他の出席を  
求めた議員 議長 野田秀樹
- 執行部職員等 清水産業振興課長、手嶋地域整備課長、杉本環境エネルギー課長  
小澤福祉課長、吉岡健康推進課長
- 議会事務局 大庭局長、福嶋主幹

### 〈会議に付した案件及び経過と結果〉

#### 1 開会 : (9:00)

##### ○津川副委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまより民生経済常任委員会を開催いたします。

開会に先立ちまして、井川委員長より挨拶を申し上げます。

#### 2 委員長あいさつ

##### ○井川委員長

これより民生経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会ですけれども、本日は、初めて付託議案というものがございますので、よろしく御審議のほうお願いいたします。

そういたしますと……。

##### ○津川副委員長

以降の進行は、委員長にお願いします。

### 補足説明 (6/13予算決算常任委員会の発言について)

##### ○井川委員長

まず、議案に入りますまでに、吉岡健康推進課長より、13日に開催されました予算決算常任委員会の発言におきまして補足説明がございますので、吉岡課長、お願いいたします。

##### ○吉岡健康推進課長

おはようございます。

13日の予算常任委員会における説明に十分な説明ができなかったもので、予算常任委員会での説明ができませんので、民生経済常任委員会のほうで補足の説明をさせていただきます。

齊尾議員の質問で、高額医療制度について、私のほうが、医師の診断、療養の対象になることが条件になる、医師が、障がいなどで補装具が必要と認めた場合に対象となるという説明をいたしました。高額医療補装具療養費の扱いは、そのとおりでございますが、補聴器に関する質問でございました。補聴器については、療養、治療が目的でないために、療養費保険適用の対象外となります。また、身障手帳をお持ちの方については、障がい者の方ですね、補装具費支援制度というものが別途にございます。

紛らわしい説明をいたしましたので、補足の説明とさせていただきます。どうもすみませんでした。

○井川委員長  
よろしいでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

### 3 審査事項

○井川委員長

そういたしますと、では本議案に入らせていただきます。

本定例会において民生経済常任委員会に付託された議案は、10件でございます。また、付託された陳情は、本日1件でございます。審査につきましては、お手元の日程表に従って行いますので、よろしくお願いいたします。

#### (1) 付託議案の審査

○井川委員長

それでは、日程3、審査事項1の付託議案の審査に入ります。審査の手順でございますが、まず各議案につきまして質疑を行い、執行部退席後に採決に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。委員の皆さんにおかれましては、質問される際には簡潔な質問でお願いいたしますとともに、マイクのスイッチの切替えをよろしくお願いいたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

まず議案第18号、北栄町同和对策畜産団地の設置に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を行います。質疑のある方はございますでしょうか。

前田委員。

○前田委員

まず最初に、条例制定の内容なんですけど、今の状況を聞くとかっていうような質問も大丈夫でしょうか。どういう状況になっているのか。条例制定とはまたあれだけど…。(発言する者あり) ああ、なら、はい。畜産団地のことなんですけど、前に今後の予定、もう畜産団地としての予定としてはないので、条例の廃止ということだったんですけど。あのときは聞いてなかったんですけど、今どういう状況になっているのか、今後どういうふうになっていくのかというのをちょっと一つお聞きしたいと思います。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。現在の状況からでありますけども、現在の状況としましては、平成28年度に最後の1経営体が廃業をされて、使われてない状況が続いておるとことであります。町としては有効に活用するために、売却ということを見据えて今回の廃止条例を上げさせていただいております。今回の廃止条例に当たって、目的のある行政財産から施設用途を廃止して、売却の準備を進めるために普通財産とするための廃止であります。今後につきましては、売却に向けての、今準備を進めておまして、今後の予定ですけども、来年度早々に、4月中に募集要項、プロポーザルの方式で募集要項を配布しまして、審査会を、7月頃をめどに売却の動きを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

そうすると、今後プロポーザルされて、募集かけられるっていうことなんですけど、正直ここなんですけど、何か応募してくれそうな業者というか、目当てというか、あるんでしょうか。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。今のところ3社から問合せがっております。以上です。

○井川委員長

よろしいですか。

○前田委員

分かりました。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。

ないようですので、以上で本案に対する質疑を終わります。

次に進みます。議案第23号、北栄町特別会計条例及び北栄町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、以上で本案に対する質疑を終わります。

次に進みます。議案第26号、北栄町介護予防事業・介護保険地域支援事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。ありませんか。

ないようですので、以上で本案に対する質疑を終わります。

次に行きます。議案第27号、北栄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑のある方はお願いをいたします。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で本案に対する質疑を終わります。

続きまして、議案第28号、北栄町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑のある方はお願いをいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、以上で本案に対する質疑を終わります。

続きまして、議案第29号、財産の処分についての質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

秋山委員。

○秋山委員

ちょっと、少し教えてください。処分金額ですけども、5,684万3,780円というのは、これは建物の金額の合計がこれでいいですよ。土地のほうは今言った金額で、建物のほうはゼロということでもいいでしょうか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

おっしゃるとおり、建物はゼロ、で土地代ということで御理解いただければ。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

土地と建物の、それぞれのその金額というのはどういう金額、算出根拠というか、何を基準にしてるのかっていうのをお願いします。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

まず、建物につきましては、公営住宅法の中での耐用年数が30年、それから一般的な財産としての耐用年数としては22年ということがありますので、それを経過しているということが1点。あと、今後、住んでおられる方に譲渡をしていくという状況の中で、そのまま住み続けられても結構年数がたっている建物であるので、当然解体費も想定されるような状況が出てくるということで、そういうことも総合的に勘案しながらゼロ円という判断をいたしております。

土地につきましては、基本、評価額はベースにしていますが、近隣の公示価格や売買実例価格、また住んでいることも考慮しまして、借地権とか貸家、建てつけ地というような扱いもできるということで、そういうことを総合的に勘案して、今回の単価という価格ということにしております。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

土地のほうですけども、固定資産税の評価額というふうに理解していいんですかね。

○杉本環境エネルギー課長

はい。

○秋山委員

そしたらこの5,684万3,000円で今回売るんですけども、これを購入した時の金額っていうのはどうなんですか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

資料があったと思うので、ちょっと待っていただけますか。

○井川委員長

暫時休憩します。

(9:12~9:14)【休憩】

○井川委員長

では、休憩前に続き再開します。

秋山委員。

○秋山委員

今聞いたのは、要するに購入価格というのは多分ここを売却譲渡しないところの土地も含んだ部分の金額も出てくると思うんですけども、その案分はどうにでもいいんですけども、要は、買ったときの金額と、こうやって売却譲渡するときの金額が、差があるのかなのか、あるとすればそのお金はどこにってしまうのか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

まず、購入したときの価格としましては、今よりも高かったということ、また金額は後ほどですけど、高かったということが状況としてあります。それは当然、当時の社会情勢と今がどうかという話も含めての金額になります。

六尾北団地を造成したときは、現在住宅として譲渡しようとしている場所以外にも、例えば道路になっている部分、公民館、公民館の広場になっている場所、様々の必要な六尾北団地として機能、団地としての機能が必要な部分の面積全てをまとめて購入していますので、その部分に対して購入し、また造成をしというようなことで費用はかかっ

ているという状況はあります。そういう状況の中で、今回は入居している方々が用途廃止に伴って住まわれるという場所について、譲渡をしているということなので、それ以外の部分は、通常の自治会にもなっていていただくということも、既に了解を取っておりますので、まず生活ができる状況の環境を確保するという、それから自治会として生活をされるような状況の場所も必要だということでの整理をするということ、そういうところは、結果、六尾北団地が地縁団体にはなっておられないし、相談はしたんですけど、なされる予定がないということだったので町有地としますが、公民館とか広場は、維持管理は全てほかの自治会と同じようにしていただく。そういうようなことで土地の利用の仕方を確認、整理しながら、今後、自治会が使う部分、町道として利用される部分、それから住宅として皆さんが生活される部分ということで分けて今後使用されるということで、どこにいつてしまうのかっていうと、そういう使い方で今後予定されているという状況であります。

○井川委員長  
秋山委員。

○秋山委員

ちょっと、もうちょっと聞きたいんですけど、この建物のほうは、ゼロの評価でしてあるんですけども、土地のほうも合わせて一緒のことなんですけども、地方公会計による決算書というのが、ちょっとまだ示されていないかもしれないんですけども、それには固定資産台帳っていうのが必ずセットになっとなって、全ての資産が計上されて評価額、貸借対照表に載る金額が出てくるんですけども、この建物っていうのは、地方公会計の固定資産税でも固定資産台帳でもゼロなんですか、ゼロだったら載ってこないようになってしまうと思うので。通常だと、1円の減価償却が終わった後の評価は1円として計上されることが多いんですけども、そこの整合性は必要ないのかなというのがあるんですけども。

○井川委員長  
杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

公会計に基づいた固定資産台帳の中では計上されてますし、簿価としては1円ということで計上してます。1円になってる理由は耐用年数も過ぎているという状況の中で、簿価が1円になってるという状況です。整合性という意味で言えば先ほど申しましたが、耐用年数のことも当然考慮しているということと、あと解体とかもされなくてはいけないということを含めたときに、1円ではなくゼロ円ということで整理させていただいたというふうに考えております。

○井川委員長  
秋山委員。

○秋山委員

ごめんなさい。すみません。

これは、これから住まれる方をこうやってするんですけども、空き家になってる部分を、今度は一般に公募か何かかけて売却されるんですかね。

○井川委員長  
杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

当然このままいきますと町の普通財産等になっていくということになりますので、できるだけ町としては、何ていいますかね、町として利用をする予定がない財産は処分していきながら、町の財政に負担をかけないということ、そしてかつ、そこで売却益が出るということであれば財政にも資するという部分がありますので、そういうことで処理

をしていきます。ただし、町として政策的な利用をする部分もあろうかと思しますので、政策的に使うかどうかを判断しながら、利用しないという場合については、公募で売却をしていくということを考えていくということで思っております。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

そのときに、売却をするときの金額設定は、基本的にはどういう考え方で設定されるのか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

また、そのほうは企画財政課とも相談しながらやりたいなというふうに思っていますが、今回の売却した単価等は、参考にしていかななくてはいけないなというふうには考えています。確定はまだしてません。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

ちょっと、一応長々といろいろなことを質問させてもらったのの意図は、町長は、投資だとか未来への投資っていう話をよくされるんで、投資というからにはリターンというか、事業が終わった後には、その効果がどういうふうにあったのか、金額的にはかかれるところはどれだけ得をしたのか損をした、極端なことを言えば、得したか損したかなんですけども。町は持ち出したのか、町が利益を得たかということに結びつくとも、数字的に把握できるもの。数字的に把握できないものは、やっぱりいろんな投資は経済的な価値をある程度見込むものもあれば、そうではなくって公共の福祉に資するように、教育もそうですけども、するようにした事業もあるわけで、イコールとして見るわけにはいかないんで、その辺をどういうふうに評価するかということが出てこなきゃいけないと思ったので、たまたま今の町長が投資された分でないけども、一つの事業の区切りとして六尾北団地が終わるわけだから、当初、投資したりしていたものが、結果的にこうやって最終処分をするときに、どういう経済効果だとか、経済効果以外のものをどれだけ生んだのかというようなことを知ることが私は必要だと思ってるので、ちょっと少し、いろいろなことを質問させてもらいました。以上です。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

御意見ありがとうございます。

委員のおっしゃることも、とても大事だと思っております。一方では、町営住宅自体はもともとが住宅困窮者、生活困窮者のライフラインという部分もありますので、費用対効果だけでははかれない部分は当然あると思っておりますし、未来への投資という部分で、視点として大事なところはやはり定住化を促進するという部分も非常に大事なポイントだなというふうに思っておりますので、今回、町営住宅というのはそもそもそこに定住していただくためのものでは、目的としてありませんので、生活困窮者の方が生活環境をしっかり持ちながら生活できるということが大前提にあるということもありますので、そういう方々の中で用途廃止後も定住化していただく、あるいは空き家になってる部分を購入されてまたそこに住まわれるというところでは、そういう部分での人口対策の部分はあるというふうには考えているところであります。

そういう意味で言うと、費用対効果では多分、全体的な話で言えばマイナスになる部

分もあろうかと思いますが、一つの住宅政策、公共が行う住宅地政策という部分で、一定、御理解をいただかなくちゃいけない部分もあるのかなというふうに考えているところです。

ちなみに、大変遅くなりましたが、平米当たり当時の購入価格は7,600円ということ  
です。以上です。

○井川委員長

よろしいでしょうか。そのほかありますでしょうか。

ないようでございます。

本案につきましては、答弁保留がありますので、後ほど。（「今」「今」と呼ぶ者あり）  
今か、ごめんなさい。終わります。

では、本案につきましては、以上で質疑を終わります。

次に進みます。議案第30号、債権の放棄（町営住宅家賃）についての質疑を行います。  
質疑のある方はお願いいたします。

秋山委員。

○秋山委員

この町営住宅の家賃が延滞したときの督促の仕方っていうのをお願い……。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

まず、月末で、大体口座振込、現金を納付される方もあるんですけど、口座振込で未  
納になった方について督促状を送ります。一定期間ない場合は催告状を送り、そしてそ  
れでもないときは、当然その間にはお電話したり、訪問したりということもするんです  
が、そういう中で、お支払いがないというときは連帯保証人をつける制度で行っており  
ますので、連帯保証人に相談というようなことで、複数の手だてを持ちながら、家賃を  
滞納された方の対応をしてるとというのが今の状況です。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

滞納が始まってから強制的に退去しなさいって言われるまでの期間はどのくらいなん  
ですか。今の、ずっと、例えば本人までの督促するのは、何か月間だとか、連帯保証人  
に督促するのは、何か月たってからとか、それから何か月たったらもう退去の要請とい  
うか、退去してもらおうだとか、その辺のところはどうですか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

特に、期限を明確に定めてやっているという状況はないです。ただし、年度内にやは  
り、しっかり払っていただきたいということがありますので、その中で、催告書の中  
にはこのまま払われないと退去していただくような状況も出てきますっていうことも書  
きますし、それから、滞納に対して、納付の約束といいますか、そういう納付計画を立  
てられない方に対しては、最終的にはそういう退去ということを前提にお話をせざるを得  
ないなということになっております。以上です。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

ちょっと再度。このケースの場合は、退去してくださいということで退去になったん  
ですか、それとも自然にっていうか、把握しないうちにいつの間にか退去されて、督促、

督促というか、収納ができなかった、どっちなんですかね。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

非常にレアなケースで、ずっとやり取りはしてたんですけど、そのうち出てしまわれて、最終的に連帯保証人とかいろんな方とやり取りはしたんですけど、住所が分からなくなって、住所が、町外に転出されて、それで、そこでもやり取りしたんですけど、結果、連絡不通になってしまったということのようですし、あと、そうすると家の中にいろんなものが残ってますので、それは親族の方や連帯保証人さんに相談しながら撤去していただいたというような状況のケースです。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

こういうケースをつくらないためにはどうしたらいいという、庁舎内での話というか、こういうケースをつくらないためにはどうするかというの、何か手だてってというのは考えられたんですか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

近年、こういう事例は起きてません、その状況としましては、やはり早め早めに連絡を取ったり、直接出向いたりということで状況を確認は、滞納されている方、特に、やはり年度内完納はしっかりしていただくということを大前提に、1年1年で取組をしているということで、最近こういうケースは出ていないというふうに承知しています。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

その答弁で、ちょっと気になるんですけど、その年度内っていうのを気にされる理由は何なんですか。年度内、年度内、例えば何か月とか、何年とかでなくて、年度内、年度内っていうのを。財政が年度内決算をしてるから、例えば、延滞が4月、5月から始まった人と、延滞が年明けて1月から始まった人とは、そんなに対応の仕方が変わってくるんですか。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

対応が変わるというよりは、最初から、いわゆる滞納整理期間を含めると翌年度の5月までっていうことは明らかにもともとなってる話で、町自体がやっぱり単年度会計で処理をしているという状況の中で、例えば令和5年度の4月から滞納が発生した方には、必ず、事情は分かりますけど、翌年度の5月までには払っていただきたいという話を初めからしながら、やっぱり一つ区切りを持っておかないと、ずるずるされる方はずるずるされちゃいますので、そういう意味での計画、目的をしっかり持ちながらお話をしているというふうに御理解いただければ。あと、一方では当然、冒頭も言いましたけど、やっぱり年度ごとの会計処理になっていきますので、町としては、そこは、できるだけ対応はしていきたいという考え方は、財政規律としてもそういうふうに考えております。

○秋山委員

ここで。

○井川委員長



こういうことが、本当に、過去のことだからということではなくて、こういうことがあって本当に、町の取組として問題があるということも感じておりましたので、それ以降は、しっかりそういうことがないようにという取組をしてきておりますし、マニュアルという形で、そういう名前のものはつけてありませんが、基本的な取り組み方っていうのはもう徹底して、こういうふうにするんだということは申合せ、室の中でありますので、それに基づいては行っているという状況です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

もう僕も最後にしようと思えますけども、金額のことではなくて、やっぱりそういう町営住宅なり、住宅新築資金のときもそうだったんですけど、多分、やっぱり公的なことにするときには、こうやって保証人さんをつけていただけてます。それで、住宅新築資金の場合は連帯保証人さんも、結局支払い能力がないのでっていうところで、こうやって債権の放棄になったりいろんなことになってるんですけども、今御両親が、その当時ですよ、先ほどの話、今言ってもしようがないっていうのはあるんですけど、今後のことも含めて、こうやって御両親がおられたときに、やっぱり連帯保証人さんってそういうもんじゃない。ねえ、強制的にでも払ってもらわないけんっていうのが連帯保証人なので、今後のことも含めてやっぱり連帯保証人さんにきっちり、回収でき金額じゃないはずなんです。さらに、どっかに行かれちゃったとしても、それは御両親が連帯保証人さんになっとられるっていうので、御両親さんは払われないといけないということなので、今後のことも含めてやっぱり、連帯保証人さんへのそういう対応っていうものをしっかり、何か残しとかれんと、皆さん替わられちゃったらもう分かりませんじゃあ、何か困るんでね、どうなんですかね。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

おっしゃるとおりなので。すみません、私がちょっと文書のそういうのがあるか認識してないというところもありますので、ちょっと確認は、マニュアルとしてあるのか、そういうことを書いてあれば全てマニュアルなのかもしれませんけど、すみません。ごめんなさい、私の中にマニュアルっていうイメージが、しっかりマニュアルって書いて、何かあるようなイメージがあるので、ちょっと、そこは、ごめんなさい。ちょっと、何ていうんですか、答え方が不十分で申し訳ないんですけど、ちょっと確認はさせていただきますし、やってることを踏まえて、当然それが引き継がれるということは大事なことだと思いますので、そのように対応はしていきたいと思っておりますので、とにかくまず、滞納がある、そしたら本人さんにしっかり話をして計画を立てて、それでも、生活の不安定な方も非常に多いものですから、そういうところは配慮しながら、かつ連帯保証人さんにも滞納額が多くなならないような形で、納付がある程度、滞納が残るような形にならないということで取組はしていくというのは、前田委員、秋山委員がおっしゃるとおりだと思いますので、そのように確認をしながら整理をしていき、引継ぎができるようにもしていきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

すみません、最後に聞きますけど、今ので、マニュアルちゅうもんはない、あるかないか分かんないです、多分ないと思うんですけど。先ほど言わせていただいたのはやっぱり、そのための連帯保証人さん、代わりに払われるべき方が連帯保証人さんなので、

その連帯保証人さんっていうの、それこそ銀行さんとか、その連帯保証人さんとかっていったら、もうすごく、ねえ、その方が払われんと、その方の、今はどうか分からないですけど、当時はね、土地だ建物だも、押さえちゃうよぐらいのが連帯保証人だというイメージがありますので、初動でやっぱり連帯保証人さんにしっかりやってもらう。あともう一つは、連帯保証人さんっていうのの定義が、役場の中の定義として、そうやって厳しく取り立てまでできるようになってるのかっていうところがね、連帯保証人さんの名前書いてあるだけじゃいけないと思うんですね。やっぱり連帯保証人さんにどこまで払っていただくような強制力みたいな、何かそういうものがやっぱりうたってないといけん。もしもうたってなければ、ちゃんと今後うたっとかないと、誰でも連帯保証人さんになって、後知りませんわってなっちゃわへんかなっていうのをちょっと心配してるっていうことです。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

御意見ありがとうございます。

収入要件等もありますので、当然。誰でも連帯保証人になれるということではありませんので、そこは、収入としてはあり、代わりに納付できるという能力があるということが前提になっているということで。今現在、そこは本当に、何か月か滞納された方には保証人さんにも、まず文書を出して、かつ直接やり取りをして、お支払いいただくケースも現実ありますので、そこが今おっしゃっていただいているように、しっかり対応ができるようにということ漏れなくできるようにという、今後も引き続きできるということが大事だと思いますので、対応していきたいと思います。

○井川委員長

いいですか。

○前田委員

もうこれぐらいで。

○井川委員長

なら、あれですかね、マニュアルのあるなしはいいですかね。

○杉本環境エネルギー課長

何か、ごめんなさい、何らかのものはあるんですけど、ごめんなさい、僕がマニュアルっていうことまでちょっと、今、非公式にしゃべってますけど、あると思うです。

○井川委員長

はい、分かりました。

○杉本環境エネルギー課長

そういうのを明確に、みんなで共有できるようには、おっしゃるとおりしていきたいと思って……。

○井川委員長

そのほかありますか。

津川委員。

○津川委員

1点だけ。平成21年の7月から15年かかった理由、もっと早しなりやよかったに思うんですけど、その1点だけお願いします。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

そこは本当に、もっと早くできたと思ってます。この時期になったことは大変申し訳

- ありません。
- 井川委員長  
津川委員。
- 津川委員  
いや、答えていただいてない。なぜ、遅くなったんですか。
- 井川委員長  
杉本課長。
- 杉本環境エネルギー課長  
連絡を取ろうとしてたということはありませんし、今回も連絡を取って、結果、連絡は取れなかったということで、この最終的な、今回の私債権で時効が成立してて、これを債権の放棄をするためには議会の承認が必要だということで、そのためには時効の援用ということで、本来はごめんなさい、ちょっと言い方が違いました。時効が経過しているので、滞納自体、債権としてはもう徴収ができない状況にあります。ただし、これを、債権を落とすためには、時効の援用という手続が必要だったんですが、本人さんと連絡が取れない、連帯保証人さんとも連絡が取れない状況になってきているということで、そういう場合は議会の議決で債権の放棄をするということが決められてます。その手続自体が、何年間かできてないというのは、結果、そこがうまくいってなかったという状況だというふうに考えています。
- 井川委員長  
津川委員。
- 津川委員  
努力していらっしゃるというのはいいんだけど、結局誰も得しない仕事をされてるんですよ。債権を持っていらっしゃる方は放棄してあげないと、いつまでもプレッシャーだし、役場は役場で余分な仕事をせないけんし、金額だって僅かなもんだし。やはり費用対効果なり、職員の労働環境改善なりっていう観点で言うと、15年ほっとくなんてのはもってのほかだと思うんですよ。だからそういう意味で、速やかに5年経過した時点でするようなことのほうが……。なぜこんな15年もたつと、私思ったのは、監査委員さんのほうから監査指摘があってね、こういうことがあったとかね、何か、そういう特別な事情があってね、ほっといたものが出てきたっていうことであれば、それは仕方ないと思うんだけど。ずっと交渉っていうか、連絡取り合ったって15年間、それで、もう、ちゅうことなら、本当に、何ていうか、職員さんの時間の無駄っていうことになっちゃうんで、ぜひとも、早めに処置されたほうがええでないでしょうか。それと、あわせて、ほかにこういうことはないのか、いま一度点検していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 井川委員長  
杉本課長。
- 杉本環境エネルギー課長  
おっしゃるとおりなので、できるだけ早く、本来は対応しとくべきだったなというふうには思っています。申し訳ありません。  
町営住宅については、環境エネルギー課関係についてはこの件だけになってますので、あとはまた、町全体という話は、またきちんと総務課長なり、企画財政課長に伝えて、徹底をしていただくようにということで、対応していきたいと思ってます。どうも申し訳ありませんでした。
- 井川委員長  
そのほかありますか。  
油本委員。

○油本委員

すみません。今大きな声で私も別に、言うつもりはなかったんですけども、とにかく今のことを聞いてまして、いわゆる私債権が5年であるからということできっと放置されて、連帯保証人の方もおられるのにもかかわらず、いわゆる集金されなかったと、民間では考えられないことなんですよね。いわゆる集金されないと、民間で言えば売上げを上げました、例えば車が1台売れました、ところがそれを集金できてません。それ考えられないんですよ、民間であれば自腹切るんですよ。そういう危機的意識っていうんか、集金に対する意識というもののちょっと欠如があったような、欠如と言えば失礼かもしれませんが、ちょっと少なかったかもしれませんが。先ほど、それ以降は発生してないと思うと言われましたけども、実際に、発生はしてないんですよ。確認します。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

町営住宅関係ではありません。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

ほかの課のことは御存じないと思いますけど、ほかの課とかもないんでしょうかね。  
(発言する者あり)

○杉本環境エネルギー課長

すみません。ちょっと答えようが、私では……。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

いわゆる問題の捉え方というものが、今、不十分だったとおっしゃいましたけども、先ほど言いましたように、民間は売上げ上げるのは当たり前で、集金するのが一番大切なんです。一番大切なのは利益を残すことなんですけども。

ですから、そういった時効とか集金の手法の言い訳じゃ、言い訳といいますか、理屈づけじゃなくって、そういった手法を徹底されるということ、質問の相手違うかもしれませんが、今後とも徹底していただきたいということを一言言わせていただきたいと思いました。以上です。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

ほかの委員さんからも御指摘を受けたとおりで思ってますので、今後そういうことがないようにということで、徹底して取組をしてまいりたいと思います。申し訳ありませんでした。

○井川委員長

そのほかありますか。

阪本委員。

○阪本委員

今この問題は、住宅だけの問題ではなくして、農地あたりの問題でも一緒だと思うんですよ。こういった時代になっちゃって、何ももう捨てといてよそへ出てしまう。全国の農地の24%は、もう地権者が確認できないということがあつたみたいですね。だから、こういうこともやっぱり自然にそうなっちゃうだろうと思うです。

だけど、やっぱり行政としては法律に基づいてやらないけんけども、だけど、時効が5年だからということで放置しておく、何のための身元引受人とか連帯保証人だいやということになりますのでね、やっぱり早い機会に、今いろんな意見が出ておりましたけども、対策を講じないと、こういうことを繰り返してされるでないかと思うです。ですけん、北栄町は北栄町なりのやっぱり努力をされんと駄目じゃないかなと私は思います。

執行部の気持ち、よう分かるんですよ。だけど、こういうことが次々続くと、結局、特する人も全くない、みんなが損せないけんということではやっぱり駄目なんで、そういったきちっと早い時期に、いわゆる連帯保証人が何とかなる間にやられんと意味がないと思うです。私はそう思います。

○井川委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

環境エネルギー課の町営住宅の件についてはおっしゃるとおりだと思っておりますので、本当にそこは今後そういうことが起きないようにしますし、ここで情報共有している課長は今、皆様のお話は十分受け止めてますので、ここに参加していない課長にも共通認識が持てるようにはさせていただきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

○井川委員長

そのほかありますか。

ないようですので、以上で本案に対する質疑を終わります。

次に行きます。議案第31号、第9期北栄町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定についての質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で本案に対する質疑を終わります。

続きまして、議案第33号、湯梨浜町による路線認定の承諾についての質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で本案に対する質疑を終わります。

続きまして、議案第54号、北栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑のある方はお願いをいたします。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で本案に対する質疑を終わります。

以上をもちまして……。

○油本委員

ちょっと全体をもう一回とかないんですか。

○井川委員長

終わりです。

○油本委員

ちょっと最後に言おうと思っと思った。

○井川委員長

はい。

○油本委員

ごめんなさい、ちょっとタイミング、言い出すのも分かんなくって。

議案第29号で頂戴したこの資料なんですけども、個人名とか、全部入ってる資料を配付されておられるわけですが、これっていうのは、例えば個人情報で引っかかってきたりしてという懸念とかないんでしょうか。これはずっと個人で持ってていいものなのか、そういうレベルのものなのか、ちょっと伺いたいと思います。

- 井川委員長  
杉本課長。
- 杉本環境エネルギー課長  
ちょっとこれは公式じゃなくて。これは委員さんだけで、外に公開されてる資料ではないという認識で出させていただきます。
- 井川委員長  
油本委員。
- 油本委員  
でしたら、いいんですね、ずっと持ってて。ですから、変な話、誰が公開するか分かんない世界になるかもしれないけど、とにかく黙っとけと。
- 杉本環境エネルギー課長  
いや、守秘義務があると。
- 油本委員  
もちろん、もちろん。
- 杉本環境エネルギー課長  
お互い守秘義務があると思ってますけど。
- 油本委員  
お互い守秘義務のレベルで。ですから、今回に限らず、こういうことがまたあり得る。だから、黙っとけということですね。
- 杉本環境エネルギー課長  
守秘義務です、守秘義務。
- 油本委員  
守秘義務ですね、守秘義務をちゃんと守りなさいよと。
- 杉本環境エネルギー課長  
黙っとけなんて、とても言えるわけがないじゃないですか。
- 油本委員  
いや……（「委員長を無視して発言しない」と呼ぶ者あり）
- 井川委員長  
油本委員。
- 油本委員  
前回の青山剛昌のふるさと館の資料の公開のときに、ちょっとそういった懸念があったもんで指摘させていただいている。そしたら、すぐ資料の取消しがあったんですよ。それを決して印刷してはいけませんみたいなことで1回アップされたんですけども、このSide Booksに。そういうこともありますんで、ちょっと心配になったもんで連絡させていただいた、ちょっと指摘させていただいた。ということですが、今おっしゃったように、守秘義務を遵守することにより、この情報の公開は全く不適切ではないという判断でよろしゅうございますね。
- 井川委員長  
事務局、お願いします。
- 大庭局長  
今回、議案として、こういう形で出されました。そのほかにも農業委員さんもそうですし、教育長もそうですし、人事案件については住所が出たり、生年月日が出たりします。その取扱いについては、例えば傍聴者であったりとかについては、事務局のほうで、住所だとか生年月日だとかは全部消して出しています。まだ掲載はされてませんが、ホームページに掲載されるようになれば、もちろんそこら辺は消して出します。  
議案として議員の皆さんにお渡ししておりますので、その取扱いには十分配慮いた

きたいですし、今回、定例会入る前に個人情報の取扱いについて、最後の検証会議のときにお伺いしますという話をさせてもらったと思います。住所や生年月日が必要なのかどうか、今後、議案として。そのことも検証会議のときにお諮りしたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○井川委員長

では、以上で付託された議案の質疑を終わります。

では、暫時休憩に入ります。執行部の方は御退席されて結構でございます。

(9:55)【清水産業振興課長、手嶋地域整備課長、杉本環境エネルギー課長、小澤福祉課長、吉岡健康推進課長 退室】

(9:55~10:06)【休憩】

○井川委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

それでは、ただいまより、先ほどありました議案につきましての、討論、採決に入らせていただきます。

初めに、議案第18号、北栄町同和对策畜産団地の設置に関する条例を廃止する条例の制定について、討論はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

じゃあ、異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第23号、北栄町特別会計条例及び北栄町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第26号、北栄町介護予防事業・介護保険地域支援事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行いますけども、討論ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

討論がございませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

続きまして、議案第27号、北栄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第28号、北栄町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第29号、財産の処分について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第30号、債権の放棄（町営住宅家賃）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第31号、第9期北栄町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第33号、湯梨浜町による路線認定の承諾についての討論を行います。討論はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第54号、北栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、付託された10議案の審査は全て終了いたしました。

この委員会報告については、どのようにまとめさせていただいたらよろしいでしょうか。

○大庭局長

いいですか。

○井川委員長

局長。

○大庭局長

昨日の総務教育常任委員会では、委員長にお任せするということになりましたので、もしよければ、民経のほうもそうしていただけたらと思います。（「事務局案で異議なし」と呼ぶ者あり）

○井川委員長

そうしますと、委員会の報告につきましては、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

御異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

なお、作成後の確認については、LINE WORKSのほうで皆さんに見ていただきますので、よろしく願いをいたします。

(2) [陳情第1号] 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情

○井川委員長

そうしますと、続きまして、審査事項の2に入らせていただきます。

陳情第1号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情ということで出ております。このことについて、皆さんの御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ちょっとちなみに、一ついいですか。

○津川副委員長

どうぞ、委員長。

○井川委員長

すみません。「食糧自給率向上」の「食糧」って、こういう字でよかったですかね。普通「しょくりょう」っていうのは、「料」が普通、「食糧自給率」はこの字書かんと思うけど、この字でよかったですかね。

油本委員。

○油本委員

一般的に東宝ストアで売ってる食料のイメージじゃなくって、こういった公的書面の場合はこういうほうが。タイトルね、僕が見てるのは、米へんに量ってという字を書いているんですけど、だから、東宝（ストア）の「食料」とこの書面の「食糧」とは、ちょっと字が違うというふうなイメージですとおったんですけど、特には気にはしてなかったんですよ。

○津川委員

「食糧自給率」はこの字だわ。ほかは米へんだけど、「食糧自給率」についてはもうこの字だわ。

○井川委員長

ですかね。

じゃあ、皆さんの意見をお聞かせ願えればと。それで、よろしく願いいたします。

津川委員。

○津川委員

陳情の趣旨は、食糧自給率を向上するために、政府が法的に義務化して、食糧自給率を上げましょうというふうなことが趣旨でありますんで、食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制としてということであれば、いわゆる国会が決めていく。だから、やりなさいよということなだけなんで、私の思いと同じなんで、賛成という立場で発言します。以上です。

○井川委員長

そのほかの……。

町田委員。

○町田委員

私もこの陳情の趣旨に賛成です。

○井川委員長

阪本委員。

○阪本委員

私も賛成ですが、大賛成です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

決して反対するものではございませんし、意見書も初めが「ストップ」になっておりましたが、「ストップ」に直ってるのはありがたいんですけど、あと1個訂正したかったんですけど、ちょっと文書がどっか行っちゃったんですよ。決してこれ、法制度を求

めても、罰則を求めているわけじゃないんで、それが一体どうなのよとは思いますが、そうしたいんだったらされたらいいと思います。

最後の文章を直したいのが、ちょっとどこか行っちゃったんで、それをまた言います。

○井川委員長

前田委員は。

○前田委員

私もこの法的義務というのが非常に引っかかってまして、基本法とかいろんな計画とかで食糧自給率上げますよって今までやってきたけど、実際上がってないっていうのは、皆さんというか、国民はみんな知ってる話なんですけど、そこを上げるのを法的義務、食糧自給率を、いわゆる国民の人の法的義務ではなく、政府が法的義務で何か法的に義務するっていうことは、結局、逆に言えば、政府がそれを上げるために強引にいろんな方策をしてくるんじゃないかなっていうのが、逆にそれが今度、国民負担につながっていくんじゃないかなっていうのを非常に危惧してるので、実際、農業や漁業やいろんなことで食糧自給率を上げないけんというの分かるんですけど、法的義務っていうのがちょっといま一つ引っかかってて、皆さんの意見を聞いてからと思ったんですけど、賛成ですしか言われないので、ちょっと法的義務っていうものに対してどういうふうに認識しておられるのかっていうのが聞きたかったなと思うんです。

ここが非常に、自給率上げを陳情してくださいっていうんだったら何ぼでも大賛成でやるんですけど、法的義務っていうのが非常に引っかかってるっていうところがあるんで、多数決で決まればそれなんですけど、何か今、賛成とか反対っていうのは、なかなか理解が全く追いついてないんです、実際。どこまで最終的に国民負担というか、国民に義務化を図ってくるというふうになっちゃうのかなというのがあるので、あんまり法的な義務まで政府に課すっていうことがどうかなって思ってます。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

ほぼほぼ前田委員の意見に賛成。上げましょうっていうこと自体は賛成。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

私も、おっしゃったように、法的義務というふうにももちろん引っかかるんですが、ただ、これによって罰則規定を設けるとかないんで、ウクライナとかも見てても、要は食料にしろ、エネルギーにしろ、国の率が、率っていうか、自給率が高くないと負けちゃうんでね。別に戦争に勝つために上げろというわけじゃないんですけど、やはり基本的なそういった姿勢に向くのは私は悪いことじゃないと思う。という部分なことで、別に反対にはならないだろうというレベルで、賛成のグループに嫌々入るということです。以上です。

○井川委員長

津川委員。

○津川委員

意見書案に、7行目か8行目ぐらいに、現行の基本法、これは農基法なんですけど、基本計画で自給率向上を設定したものの単なる閣議決定、これが現実なんです。自給率向上をやりましょうって言うても、閣議でやりましょうやっというって表面的にやりますよって言うだけで、これまで実績が上がってないということなんです。

それに対して、陳情項目として、閣議決定だけでなしに国会で承認する、国全体で議会で決める、そのことによって何ぼ上げるとか、何%上げるとかって、具体的な数字は

ないんです。方向性だけは国会で決めましたよと。全ての、野党を含めたところで国会で決めましたよってということで、しっかりと進めなさいって意味に私は取りまですんで、あわせて、再度、採択すべきものとして意見を言います。以上です。

○井川委員長

阪本委員。

○阪本委員

いろんな意見があるのは当たり前なことなんでね。今まで農政っていうのは、もうずっと以前から猫の目農政っていう、ころころころころ変わるんですよ。ほいで、補助金、補助金っていう、どんどんどんどん補助金出して、特に畜産あたりは大変な時代がずっと来ましたから。結局いわゆる補助金の出し過ぎっていいですかね、もらい過ぎっていいですか、そういうことで、結局、何回も何回も畜産農家がえらい目してきたと。

それから、米でもそうなんですよね。米の価格っていうものは農家が決めるわけじゃないんですよ、やっぱり国がタッチしますから、なかなか食えるような経営ができない。ほいで、例えば何か災害があって、農家が人の不幸を喜ぶようなことがあって、これからもうかるとか思っても、結局商社が食料を輸入するというので、やっぱり常に農産物っていうのは、高値じゃなしに、安値安定になってきた私は歴史があると思うんです。

だから、法的義務って、国が責任を持ってやってくれないと、やっぱり農家は所得が低いわけですから、大企業あたりはどんどん内部留保をして、こういったコロナとか乗り切ってきましたけども、結果的に見れば、大企業は増収増益、過去最高だなんていう。ところが、中小企業や農業はなかなかそういうことにならない、逆の方向に行ってきた。だから、スイカあたりでも、今年、耕作面積がかなり減っていくということは、これは仕方のない流れと思うんです。ですから、農家が食えるような農政でないと、やっぱりその半分以上は、50%以上の自給率がないと農家は作れんと思うんです。農業を続けるっちゃうことは難しいと思うんですよ。

だから、食料安保なんてって、危機が来たときにはいつも言いますが、なかなかそれが実現しないということがあつたもんですから、やっぱりこういった陳情が私はいいい陳情だなという具合に思つたもんですから、大賛成と申しました。

○井川委員長

皆さんの意見を聞かせていただきまして、ちょっと私もいいですか。

○津川副委員長

委員長。

○井川委員長

すみません。私もこの陳情書を見たときに、食糧自給率を上げるということにはこれ、もう大賛成なんですけども、先ほど前田委員が言われたとおり、法的義務っていうのが、やっぱりそこがちょっとネックになっておりました。そこまで課さないけんもんかなというので、私も実際これは悩んでおつて、趣旨は分かるんですけども、ちょっとそこところがどうしようかなというのを思つておつたところです。

もう1点、陳情趣旨の中の真ん中のところかな、「さらに政府の「新基本法」の検討では、食糧自給率との文言もありません。食糧自給率向上に対する国の責任を放棄」しているということなんですけども、これ、ちょっと基本法の改正見とつたら、新しい基本法においてもこの食糧自給率っていう話があつて、これに加えて、食料の安全保障を確保する目標を設定して、これを毎年、進捗状況を公表するというようなことがちゃんと新しい条文の中にも入つとるんで、ここはこの趣旨と、言われとるのとちょっと違うんじゃないかなと思つたんですけども、実際悩みます。

この法的義務っていうのがなければ、最終的には国が行われることですので、まあ、

いいかなと思ってみたりはしたんですけど、ちょっとそこが悩ましいところです。私の思いでした。

○井川委員長  
前田委員。

○前田委員

さっき津川副委員長が言われたとおりで、閣議決定で止まっって、止まってるから結局強制、強制というか、強さが、閣議決定って強いもんなんですけど、当たり前のように、止まってるから、国会で承認をされてなくて、閣議決定だけのもんなので進んでいけないので、やっぱり国会で承認して基本法を法的に守って上げていく。政策をどんどんやりなさい、そのために国民の皆さんもこういうことを理解してくださいね、こういうふうにしてくださいねっていうことだとは思っています。いわゆる閣議決定で止まっったら、やろうがやらまいが閣議決定しただけ、国会で承認したらやらないけんっていう。なので、食料自給率上げるためには国会承認までいくといいなっていうのはすごく思ってるんですけど、その後のことがちょっと不安だになっていうのがあるので、非常に悩んでたんです。何ちゅうか、言葉が、非常に難しいなっていう。北栄町として意見書出す内容なのか、ちょっとまだ理解し切れてないというか、理解はできておる、決め切れてないんです。今の意見をお聞きすると、決め切れてなくても決めないけないんですけど。すみません、そんな感じです。

意見聞いたら決を……。

○井川委員長  
阪本委員。

○阪本委員

この陳情の趣旨は政府の法的義務とすることを求めるですから、やっぱり政策っていうのはみんな国が決めるんですよ。創生事業だ、あるいは今のスマート農業だってっていうのも国がやっぱりみんな決めてくるんですよ。だから、そういった補助金を出すための政策ではなしに、食料をいかに自給率を上げていくかっていうのが目的でありますから、やっぱり国がそういった法的義務とすることを求めるというのは、これは私は当たり前だと思ってます。そうでないと、今の状況が続くと、農業する人がなくならんかなと思うですわ。

○井川委員長

いろいろと意見も出たようでございます。悩んでおられる方もありますけども、一応これにつきまして、採決を採らせていただいでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、この陳情につきまして、まず、採択すべきものということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手(5人)〕

○井川委員長

ありがとうございます。

賛成多数でございますので、一応採択ということでさせていただきます。

委員会の意見としてですけども、どういうふうに……。

津川委員。

○津川委員

「食糧自給率の向上は喫緊の課題であるため」という案を出します。

○井川委員長

今、津川委員のほうから、委員会の意見として「食糧自給率の向上は喫緊の課題であるため」という意見が出ましたけれども、これについて。（「賛成」と呼ぶ者あり）

油本委員。

○油本委員

国の法的なものまで訴えるんだったら、私は、意見書の真ん中どころにある2行の文章を引用したいと今思ったんですよ。そこのところに、ちょっと一言だけ削って、言いますね。「食料輸入がストップしても、安定的に食料を確保することは国の基本的責務であるため」というふうに私は今思いました。家から考えてきたんではありません。以上です。

○井川委員長

すみません、もう一度言ってもらえますか。

○油本委員

常任委員会の意見書を見ていただいたら分かるように、4ページです、その真ん中どころの2行がございます。では、申し上げます。「食料輸入がストップしても、安定的に食料を確保することは国の基本的な責務である」とさせていただきます。中の「国民を飢えさせないこと」の11文字は、ちょっとこれは要らないかなと思って、ここは割愛させていただくというふうなのが私の今思いついたプランです。以上です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

議論になったのは、向上率じゃなくて、法的義務っていうのがメインなので、理由には確実に法的義務というものを入れないといけないと。なので、どちらの御意見でもいいと思うんですけど、一番最後に「食糧自給率の向上のために法的義務とする必要があるため」というふうに入れないと、あんまり意味ないと思います。それが一番メインの今回の陳情の議論だと思います。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

でしたら、下の1行半を取ります。言いますよ。「食糧自給率向上を政府の法的義務とする必要があるため」、以上です。

○井川委員長

今、3点ほど意見が出ましたけども。

津川委員。

○津川委員

一番最後の油本委員の提案に賛成します。私の提案は取り下げます。

○井川委員長

そうしますと、先ほど油本委員からありました、「食糧自給率向上を政府の法的義務とする必要があるため」という意見が出ましたけども。

阪本委員。

○阪本委員

私も賛成です。やはり政府の法的義務ということ削除したら意味がないと思います。したがって、今の油本委員の意見に賛成です。

○井川委員長

ほかの委員さんはどうですか。

秋山委員。

○秋山委員

今の油本委員のメインの案を最終の案でいいと思います。

○井川委員長

- 町田委員。
- 町田委員  
私もそれで。
- 井川委員長  
前田委員。
- 前田委員  
それでいいです。
- 井川委員長  
じゃあ、そういたしますと、皆さんで、委員会の意見としては「食糧自給率向上を政府の法的義務とする必要があるため」ということで、委員会の意見としてまとめさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 油本委員。
- 油本委員  
事務局にお伺いします。  
字数は多過ぎませんか。いかがですか、大丈夫ですか。
- 大庭局長  
大丈夫です。
- 油本委員  
でしたら、お願いいたします。
- 井川委員長  
あと今度は、意見書の提出は……（「あり」と呼ぶ者あり）ありですね。  
議案提出の方法は……（「委員会」と呼ぶ者あり）委員会提出ということで。（「はい」と呼ぶ者あり）  
では、意見書の確認をお願いいたします。
- 油本委員。
- 油本委員  
大筋、反対するものではございません。原稿と違いまして、「ストップ」が、ちゃんと「ストッ」pというふうになっております。小さい「ッ」が1個取れておりますのが非常にうれしいのと、ただ1個だけ、私、指摘したいのが、普通ですます調の文章になっておって、一番下の「政府に要求する」だけがである調になっている。もしも統一するのであれば、最後の「要求する」を「要求します」にしたほうが、全体的なバランスといいますか、識者から見られて非常に自然に見える、私はそう思います。ですから、「する」の2文字を「します」というふうに訂正されたほうがいいと思います。以上です。
- 井川委員長  
先ほどの油本委員の質疑についてはいかがでしょうか、「する」を「します」に直すと。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 津川委員。
- 津川委員  
先ほど一番最初に委員長がおっしゃった、冒頭の「食糧自給率」の「糧」の字、それから、9行目の「食糧」の「糧」の字と、それから、その後、3行目、4行目は今度は食料が普通の「食料」で、本文の下から2行目は「食糧自給率」、漢字が2つごっちゃになってるので、整理しましょう。農水省が使っている食料自給率の「料」の字（「陳情の「食糧」が違う、「糧」の字が」と呼ぶ者あり）というふうに統一したほうがいいと思います。
- 井川委員長

油本委員。

○油本委員

私もそれ、今言おうと思ったんですけど、法律のところに上がってます法律名の、上から5行目かな、この食料・農業・農村基本法のところの「料」、「食料」の「料」、これはこれで合ってるんですよね、法律の文字として。（「はい」と呼ぶ者あり）あとは、いわゆる「しょくりょう」の「りょう」は米へのほうが一般的と私は思っております、詳しく調べたわけではございませんが。

○阪本委員

両方使い分けてあるけど、これ、意味がよう分からん。

○油本委員

ですから、食料・農業・農村基本法制定というのの法律の名前は、1つの名前として米への「料」、吉村食料品店の「料」で合ってると思います。あとは、法律の名前以外は米へんに佐野量子の「量」、これで私はそれが的確かなとは思いますが、いかがでしょうか。（「別のでね」と呼ぶ者あり）

○前田委員

ちょっと一つ。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

取りあえず、まず、件名は普通に、その漢字で来とるものを勝手に変えるっちゃうことはできませんよね、向こうが出してきとる。陳情の件名として「食糧自給率の向上」っていうのは、その「糧」、米へんになつとる。米へんは米へんだけど、「糧」、難しいほうの、陳情の件名がなっちゃってるので、それを意見書の中で一番頭の意見書を変え…。意見書なんで、議会が出せばいいっていうことなんで、変えられるんですけど、ここを変えらるとなると、普通の材料の「料」に統一されるのはいいと思うんですけど、この件名は変えることはできませんよね、件名の漢字は、というのをちょっと、もしも事務局があれば。どう思いますか。委員長、どうですか。

○井川委員長

じゃあ、事務局、お願いします。

○福島主幹

すみません、今日の日程の並びで、一番最後のページ、ちょっとページ数入れてませんけど、4ページ目に書いているものは、私が頂いた陳情の意見書を打ち直したものでした。ですので、すみません、今見比べてもらった実際のもので私が打ち直したのを見比べていますが、私の変換誤りですので。本当は、私が案として出したかったのは、陳情者が出している漢字を当てたかったんです。そこは陳情者の方が出されたほうに合わせればいいのかなどは思っています。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

陳情者は材料の「料」で出してきとんなったか、最初から。

○井川委員長

事務局。

○福島主幹

陳情者が出しているのは、それも混在はしてます。件名は米へん(糧)だし、「食料輸入がストップしても」のところはお料理の「料」になっているし、いろいろ混在はしているんですけど、陳情者のおりに書けばいいかなと思ったんですけど、ごめんなさい、

私の変換誤りですので、そこはどこに合わせるかは今日決めてもらった方がいいです。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

ですので、陳情者が難しい「糧」を使って、例えば陳情として出されておられれば、陳情の件名としてはその漢字を使わないといけないじゃないですか。だけど、意見書の中はもう委員会で自由に変えていいってことですよね。なので、国会のほうには料理の「料」でみんな出とるんですよね、実は、国会陳情はね。なので、僕も簡単な「料」に統一されたら、意見書の中のほうはいいかなって思います。

○井川委員長

津川委員。

○津川委員

意見書そのものは議会として出すんで、趣旨が変わってない、意味が変わってないんであれば、向こうの出された題名についても変えていいと思います。中身の文章だけでなしに、表題についても「食糧自給率」を料理の「料」の字に変えても私は問題ないと思っています。そっちのほうですっきりと読みやすいように思います。全部、食料の「料」の字にしたほうがいいと思います。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

一言だけ言わせてください。米への「糧」が、もちろん食糧危機とか、一般的には使われます。4ページにある陳情項目の1番の中の「料」もこれ、米への、普通の吉村食料品店の「料」になってますけども、そこもちゃんと普通の米への、上にそろえるべきだとは私は思うし、今、変換のことを言われた。ただ1点だけ、私が気にしたいのは、法律の名称で、先ほど言いました、5行目かな、食料・農業・農村基本法、これはちゃんとした普通の料理の「料」になっておりますので、画数の少ないほうの「料」をこの法律の名前にはちゃんと適用されるべきだと私は思う。あとは普通の画数の多いほうの「糧」でされてもいいと思う。逆に、そうされたほうがいいんじゃないかなと私は思います。以上です。

○前田委員

委員長、ちょっと整理をしましょう。

○井川委員長

はい。

○前田委員

私は、まず陳情名がこの難しい形の「糧」で陳情者が出してきてるんだったら、そのまま変えることはできんですよね。でも、津川副委員長は、意味が変わらんだったらやっぱりちゃんと戻して、陳情名のところから料理の「料」でもいいんじゃないかっていうふうに言っとられるです。僕は、変えたらいいんじゃないか、変えてもいいんじゃないかっていうことに対してどうかっていうのを、まずそこをしていただいたほうが後の流れがいいのかなと思うんですけど。

○井川委員長

どうですか、事務局のほうは。

○大庭局長

以前、意見書として出すときに、言葉を取ったりとか変えたりっていうことをして出した記憶はありますので、以前。

○前田委員

意見書じゃなくてこの陳情の、意見書の前の件名とかが、出してきなった漢字を変えても問題ないのかなというところ。

○大庭局長

陳情そのものは変えては駄目です、御本人が出されたものなので。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

なら、陳情第1号とかで出てくるのはこの難しい形を、このまま出して、あと、意見書の中は自由にしていっていいということ。ちょっとそこの確認だけ。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

意見書の中って言われましたけど、意見書の一番上のタイトルもこれ、意見書の中に入るんですか。

○前田委員

そこは入るんじゃない、僕は入ると思ってますけど。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

羅列されてる議案という中の「食糧」の「糧」が画数の多いほうで、中のタイトルの一番上に来るのが画数の少ない「料」っていうのは、ちょっと私、不自然に見えるんですけど。

ですから、私の主張をもう一回言いますね。もちろん請願・陳情を出された方の趣旨は大切にしますが、こういうの、法律であるとか、そういうの、例えば今回でしたら食料・農業・農村基本法の「料」、それはいわゆる固有名詞に近いものであると思うんで、それは普通の簡単なほうの「料」をお使いになる。あとは、普通に、変換間違えないで、タイトルの「糧」にされたほうが私はよろしいかなど。そこの自在性がもしあるんだったらという、ただそれだけ。あとは、ですます調をそろえて、ちゃんとしてあるし、「ストップ」直ってるし、ちゃんと構成されてますんで、と思います。

○井川委員長

阪本委員。

○阪本委員

私はこのタイトルは変えたらいいと思うです。「食糧」の「糧」っっちゃうのはやっぱり、字が米の「糧」でしょう。やっぱりこの量を増やしていかないと、結局、自給率が高くなれないという、私、意味だと思しますので、米の「糧」、自給率、これはやっぱり変えたりしてはいけんじゃないかと思えますけどね。

○井川委員長

どうでしょうか。

○大庭局長

いいですか。

○井川委員長

事務局。

○大庭局長

法律名自体は変えてはいけないので、法律のところだけは料理の「料」で、そのほかは難しい漢字のほうで統一されたら、それでいいかなとは思いますが、

○阪本委員

それでいいと思います。

○井川委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○前田委員

統一さえしてあればどちらでも。

○井川委員長

じゃあ、法律名は、何、米へん、簡単なやつで、一応題名、ほかにつきましては、いわゆる米へんの「糧」、重量の「量」の「糧」の字でいくということで、意見書を作成するというので、内容についてはよろしいでしょうか。（「再度チェックしてね」と呼ぶ者あり）

よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

事務局。

○大庭局長

すみません、今気づきましたけど、括弧で陳情項目って入っていますけど、ここを取りたいと思います、「政府に要求する。一、」という形で。

○井川委員長

陳情項目という文字を取るんですよね。

○大庭局長

文字を取ります。

○井川委員長

じゃあ、続きまして、送付先ですけども、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣ということでよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、以上で付託事項の審査を終わります。

じゃあ、ここで暫時休憩をして、吉岡課長に上がってきていただきますので、ちょっと暫時休憩をいたします。

（10：51～10：55）【休憩】

（10：55）【吉岡健康推進課長 入室】

所管事項

○井川委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

本委員会の所管事項につきまして、質疑のある方はお願いいたします。

前田委員。

○前田委員

すみません、いわゆる——（医院）の進出と、あと承継の話がどの辺まで進んでおるかというのと、どういう話が来てるのかなというのを、言える範囲内まで結構ですので、教えていただきたいなど。

○井川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

今のところ、承継の話っていうのはあれ以降進んでおらんというか、以前お話ししたとおり、土地の取得を計画された方がおられて、地権者との交渉の中でうまくいかなかったように聞いてます。その後、別の土地を探してでも、由良地区に——（医院）の開設を目指したいという意向は聞いておりまして、町としてもお手伝いできればなどということ、土地の場所とかを何件か提案したりしてみとるんですけど、まだ進んでおらんとい

う状況です。

一つ、これが明るい情報かどうかは分からないんですけども、県のほうで、市町村で支援するそういった誘致の事業に対して、県も半額支援をしようという制度が来年度予算から立ち上がるように聞いております。それが成立したら、言えば、北栄町は現在上限2,000万円ですので、それがプラス1,000万円ということになりますので、誘い水ということにならないかなという期待をしとるところです。

1件、予算をお認めいただいた承継の分につきましては、まだちょっと開催できとらんのですけども、今月中に補助金の検討会を実施して、事業の承認をして、承継をしていただくという予定で進んでおります。以上です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

ありがとうございます。

ちょっと一つ気になっちゃったなというのは、逆に県が半額補助することによって、ほかの町までやり出したら、今の方が取られちゃうじゃないかというような心配も逆にあるんで、今、1件の土地目指しておられたところが不調に終わられて、次にまた探しておられるっていうことなんですけども、町も一緒になってやっていただいとると思うんですけど、町有地とかもありますし、金額は金額としてちゃんと決めないけんのんですけど、そうやって県がして、ほかが制度化してしまって他市町村に持っていかれちゃったっていうことがないやあに。逆に言えば、今のうちに一生懸命、いや、ごめんなさい、一生懸命やとられるのは分かつとるんですけど、急いでどんどんどんどんもつと話を詰めていかれたらどうかなってというのはありますけどね。

ごめんなさい、もう一つは、逆にそういうような提案、例えば町有地とか、町有地じゃなくても、こういうところに求めておられるような土地がありますよみたいな、そういう提案みたいなのはしとられるんでしょかっていうのも一緒に教えていただけたら。

○井川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

まず前段の、他市町に対してもしなるんじゃないかということなんですけども、ごもつともです。現在、その補助金の対象になつとるのは北栄町だけですので、有利性があるうちにやはり着手できるってことは重要なかなというふうに思いますので、その点は肝に銘じたいと思います。

具体的に言えば、土地の場所だとかっていうのは、例えば農協の跡地だとか、町有地といっても、今のところ町が所有している土地は、帯に短したすきに長しというか、面積的にはちょっと足りないぐらいの場所が今のところは多うございますので、なかなか町有地には難しいかなと思うんですけども、また、由良周辺の空き地とかは、一応御提示はしてみたんですけども、今のところは、ちょっと理解というか、候補に挙がとらん状況です。これは私個人の考えなんですけど、場合によっては、由良駅周辺から少し離れたようなところ、例えばコナン通り沿いだとかというようなことも候補に入れながら進めていかないけんかなというふうには考えております。

○前田委員

最後にします。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

今、私も町有地って言ったのも、もう一つは駅前に非常に、JAさんもあの土地どう

されるかって悩んでおられますし、前はあそこにホテルでもみたいな話まであったぐらい、JAさんも土地の処分にも困られる、困られてはないでしょうけども、いろいろ考えておられるでしょうけど、本当にあの辺にあればいいなとは思ったですけど、土地の値段もほかよりは高いでしょうから。ですけども、そういうものも含めて、お医者さんのほうが言われるようなことがあれば、すぐJAと協議したりとか、そういうときにはさっと動いていただけたらと思います。それ以上はこちらから何も言えないので、ぜひお願いしますというところで終わりたいと思います。

○井川委員長  
吉岡課長。

○吉岡健康推進課長  
ありがとうございます。  
また、町長とも相談しながら進めてまいりたいと思います。

○井川委員長  
町田委員。

○町田委員  
\_\_\_\_\_ (発言の削除)

○井川委員長  
吉岡課長。

○吉岡健康推進課長  
すみません、天野医院さん、福島医院っていうのは、今、由良の町なかにある建物のことを言っておられるんですか。

○町田委員  
\_\_\_\_\_ (発言の削除)

○井川委員長  
ウェルネスです。

○町田委員  
\_\_\_\_\_ (発言の削除)

○井川委員長  
阪本委員。

○阪本委員  
今、その可能性のある医者っていうのは何が専門ですか、内科とか、外科とか、整形外科とか。

○井川委員長  
吉岡課長。

○吉岡健康推進課長  
補助金の中には町長が定める医科ということになっておりますけども、今のところは内科に来ていただきたいということですので、内科医を開業していただける方というふうには考えております。

医師免許の中では、どうも麻酔科とほかの医科は、例えば自分が耳鼻科の専攻であったとしても、吉岡内科として、内科、耳鼻科だとかという開業の仕方が何かできるように聞いておりますので、町としては、例えば専攻が耳鼻科であろうと、脳外科であろうと、内科が開業していただけるところということで考えております。

○井川委員長  
油本委員。

○油本委員  
まず、前提として言います、会議録も残るでしょうから。

最初、前田委員のほうから、——という発言がありました。——といいますのは病床数が20以上、我々が目指しているのはそうじゃない。ですから、例えばそこは医院とか、クリニックとか、そういうふうにはまず訂正をされたほうがいいかなというアドバイスをします。

次、本題に入ります。いいですね。

もともとこの話というのは、岡本医院さんが辞められて、由良地区内の内科医がゼロになったということ、事実を踏まえて、井川委員のほうの一般質問から公になったといえますか、その辺が発端かなとは思いますが、井川委員のほうから、もともとなくなったということで割と話が広まったようないきさつも私も思っておりまして、私も一般質問させていただきました。

先ほどの高見医院さんの継承の話、高見医院さんに限って言うておりませんが、継承の話がありまして、本当はそれ、またちょっと違う話かと思うんです。で、ちょっとお聞きしたいのは、県の補助金の2分の1とおっしゃいました。それは、いわゆる市町村なりの自治体の補助額の2分の1という意味で1,000万円とおっしゃったんですか。それとも、病院の建設に当たって、必要額の2分の1、ただしリミットは幾らというふうにあるというふうに県は考えてらっしゃるんですか、改めてお伺いします。

○井川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

県の予算について、そういう説明をちょっと受けたということで、県の実際要綱あるいは条例に定められたものを確認したわけではないので、その部分は、ちょっとまた今後検討があるということをお含みいただければと思います。私が聞いとる範囲では、県の予算として考えておられるのは、自治体が助成した金額の2分の1を助成する計画かどうか、予算を提示してあるというふうに聞いております。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

改めて、でしたら自治体の計上した予算の2分の1、それは今、対象は北栄町だけとおっしゃいました。それでよろしいですね。

○井川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

自治体としてこの補助金を定めているのは、鳥取県では北栄町だけというふうに認識しています。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

先ほど同僚委員から出ましたように、ほかの市町に行ってしまうようにと、気になったものでそれを伺いました。

それと、最後にしますけども、私が一般質問をさせていただいた後で、この前の12月ですか、町民の方から、それだったら普通に寄附とか、例えばクラウドファンディングとか、そういう手段を考えたほうがいいんじゃないかというふうに、私、ちょっとどのタイミングで言おうかなと思ってまして、このタイミングが来たもので申し上げますけども、そういうふうな企画は、町当局としては今後考えてらっしゃらないんですか、お伺いします。

○井川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

担当課長としては申し上げられないというか、町全体のものになりますので、町長なり副町長なりの判断がちょっと必要かなというふうに思っております。ということで。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

最後にしますと言いましたけども、もちろん町の方針ですので、町長、副町長、それは分かります。ただ、窓口は課長ですよ。私は、課長はどういうふうに考えられてるかレベルで結構ですんで、改めてお伺いします。

○井川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

クラウドファンディングということになると、恐らく企画財政課が窓口になると思います。そうはいつても、担当課という意味ではありますけども、補助金の趣旨は、従来からお話ししてますように、2,000万円交付できるということはあるんですけども、その2,000万円の交付っていうのは、由良地区の住民の方だけじゃなくて、北条地区であったり、栄奥部であったり、由良地区以外の方の町税も含まれた補助金であるというふうに思っております。ただ、今回は由良地区ということで目指しておるわけですけども、それが広く町民の方に利益があるということで判断してでの補助金の支払いというか、その方向だというふうに思っております。その趣旨と相反してというか、逸脱しないといえますか、方向性が合致するというのであれば、クラウドファンディングという方向も検討することもあるのかなというふうには思うんですけども、今の私、担当課長としては、そこまでちょっと考えれとらんというところでございます。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

——を医院に訂正させていただきます。

○井川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

今回の補助金については、——ではなくて医療機関と、クリニック、医院ということでありましたので、訂正させていただきます。

○井川委員長

ただいまの前田委員、吉岡課長の発言を許可いたします。

そのほかありますでしょうか。

町田委員。

○町田委員

私も先ほどばかなことを言ってしまいましたので、ちょっと取消してほしいと思います。(笑声)

○井川委員長

許可いたします。

○油本委員

ちょっと今の件で。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

訂正というのは、この文章を、この語句をここに訂正します、〇〇を××に訂正します、それが訂正なんです。それは、例えば議場であれば、議長判断でできるんです。取消しであれば、それは議長判断じゃなくて、一言、一文取り消すわけですから、議会の判断が要るんですよ。今回は、取消しであれば、それを応用するならば委員全員の判断が要ると思いますが、いかがですか。

○井川委員長

すみません。

○町田委員

よろしくお願いします。

○井川委員長

そうしますと、先ほどの町田……

○油本委員

いや、それは事務局の判断。

○井川委員長

事務局。

○大庭局長

諮って、取消しをしてください。

○井川委員長

分かりました。

そういたしますと、先ほどの町田委員からの発言の削除を許可していいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、許可いたします。

○町田委員

ありがとうございました。

○井川委員長

阪本委員。

○阪本委員

さっきもありましたけど、もしやるときには病院ということで作られる予定ですか、医院ですか。病院っていうことになると、今まで西伯病院とか日野病院、日南病院、それから智頭病院ってあってあったんですけど、どこともやっぱり何年かしたらもう経営が苦しくなってしまうということがあるんですよ。だから、建てるときに補助金があっても、運営費、維持管理費がすごいかかりますから、病院だったらやっぱり複数の医者がおらんと維持できんと思うですね。でも、医院だったら1人でもいいと思うですわ。そこやちのところをやっぱり北栄町として、町としてどうするかっていうことはきちっと最初から決めておかれんと、町民は、何でもええけえ、とにかく早造ってほしいっていう思いの町民が多いと思うんですけども、一旦立ち上げてからは、やっぱり町が責任持ってやらないけんってことになりますからね。きちっと初め、どういう内容のものをどういう規模でやるかっていうことはやっぱり決めてかからんといけんじゃないかなと思うんですけどね。

○井川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

補助金自体が民間医療機関ということになっておりますので、あくまで民間の医療機関、医院、クリニックを対象として目指しているものでございます。

○井川委員長

阪本委員。

○阪本委員

あぁいった本格的な日南病院とか日野病院というようなのではなくて、普通の開業医としてやってほしいということですよ。

○井川委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

そのとおりです。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。

では、以上で終わります。御苦労さまでした。

(11:17)【吉岡健康推進課長 退室】

#### 4 協議事項

(1) 6月定例会の調査項目について

○井川委員長

そういたしますと、日程の4番、協議事項に入らせていただきます。

まず、1番、6月定例会の調査項目について、事務局お願いします。

○大庭局長

この件につきまして、少し説明をさせていただきたいと思っております。

前回、それぞれの委員会でテーマなりを決めていただいて、調査事項を決めてやっていきたいと思いますという話はさせていただいたところです。

今回は、3月定例会は付託された議案も多かったのですが、審査のほうをメインにさせていただきましたが、6月定例会となると付託される議案もあるかないか程度になりますし、本格的に調査をやってはどうかと思っておりますので、6月定例会に何を調査するか。例えば、今回のように担当課長を呼んで報告をしてもらうというのを何にするかというのを決めていただきたいと思いますと思っております。

あと、ちなみに昨日の総務教育常任委員会では、4月の終わりに教育委員、それから教育長との意見交換会を持つということで話が決まりました。それから、6月定例会中の委員会では、学校施設等の現場を見たいということも話が出ましたし、あと、学校のほうに訪問させていただいて、校長、教頭、それから学年主任なり指導主任なりという方々と意見交換をしたいということで、それについても、教育委員会のほうと話をして日程調整をすれば、計画訪問ではないですけど、各学校を回りましょうかっていう話まではしてるところなので、民経の委員のほうについても、4月以降、どういったことをしていくのか、6月定例会のときにはどんな調査事項を持って調査するのかっていうことをちょっと決めていただけたらと思っております。以上です。

○井川委員長

先ほど総務教育常任委員会の予定等もありまして、この民生経済常任委員会ではどういうふうにしていくかということですが、皆さん、どうでしょうか。

前田委員。

○前田委員

現地視察というものをやっぱり入れたほうがいいかなど。その時期もあると思うんですけども、6月とかに例えばされるんだとしたら、スイカはお忙しいでしょうけど、例えば今回の災害復旧で双子池の何か高さがどうのこうのとか、そういうのが出てきたときに、やっぱりもう少しさっと動けるようにしたいかなど。例えば、今回も出てきましたが、

弓原浜の地盤沈下の関係とか、現地で見れるもんがどういうものがあるか分かんないですけど、やっぱり現地の視察っていうのを年に2回でも3回でも入れていったほうがいいのかなと思います。

○井川委員長

そのほかの委員の皆さんは。

油本委員。

○油本委員

別に6月じゃなくてもいいんですけど、一つの我々の委員会のやりたいこととして思っているのが、ドリーム農場さんの地域おこし協力隊の方、イチゴで定着を目指す、一応、農業のプラットフォームを目指す、中でもイチゴに特化したものを目指すというふうにタイトル、タイトルといいますか、始めながら、なかなか目指す形で最後までおられる方っていうのがそうおられないように見受けるんですよ。ですから、例えば、一番いいのは協力隊の方たちと、どういった思いでここに来られて、ここで作業されて、将来どういったビジョンを描きたいのかとか、簡単に言えばね、そういうことの対話でもできればいいなど。私、実際、正直、話したことないもんですから、直接。それも一つ、いつでもいいですから、何月でも、していただければと思います。以上です。

○井川委員長

先ほどの油本委員のは、地域おこし協力隊との意見交換会みたいなものしたらどうかということですよ。

そのほかの皆さん、ありますでしょうか。

津川委員。

○津川委員

農業委員会との意見交換会も年1回っていうふうなペースでやるほうがいいじゃないかというような意見が以前あったようにも思うんですが、それを年間通じて何月頃ということで、決めちゃえばええかなと思うんで。先回は何月でしたっけ。6月、違う、もっと前、後でしたっけ。その辺も含めて1項目に。12月だったですか。（「この前だった」と呼ぶ者あり）じゃあ、この前。もうちょっと待ちましょう。なら、12月ぐらいにっていうことで、農業委員会との意見交換会もメニューにぜひ入れましょう。

○井川委員長

そのほかの方は。

油本委員。

○油本委員

もう一つだけ。TTCさんとの今の現状とか、施設完成まであと1年少々ですから、どういうことになっているとか、担当課交えて、進み方、もし聞けたらですけどね。特別委員会で聞きゃあいいんですけど、それもどうかなということもあります。以上です。

○井川委員長

ほかの委員さんは。

前田委員。

○前田委員

今の道の駅のことも重要だなというのは思ってるんですけど、特別委員会つくってて、民経の委員会があって、民経でやっていいのか。それとも、やっぱり特別委員会つくっちゃったから、どうしても特別委員会でやらないけんとか、その辺どうなのかなって。もちろん、民経でやってもいいよっていうことだったら、やっぱり全議員じゃなくて少数のほうがやりやすかったりするんで、ちょっとそこら辺どうかなっていうのを聞きたいんですけど。

- 井川委員長  
事務局、どうですか、このことは。
- 大庭局長  
でも、特別委員会がつくってあるので、特別委員会の調査事項だとは思っています。
- 井川委員長  
じゃあ、そこは特別委員会の委員長に任せましょう。  
町田委員。
- 町田委員  
商工会とかはどうでしょうか。北栄町だけ会員が増えるよっていう話も聞きましたし、商工会って結構、何ていうか、情報がたくさんあるので、いろんなことをお聞きしたいことが聞けると思うし、いかがでしょうか。
- 井川委員長  
そのほかの皆さんは。  
秋山委員、どうですか。
- 秋山委員  
民生経済で持ってる、今、農業と商業のところでも出たんですけども、あと、福祉の関係で、社協でも社会福祉制度のことだったりとか、やっぱり幅広くいろんなテーマでやっていったらいいと思うんですけども、それも優先順位の高い、関心の高いもんからやるのが常だと思うんですけども、所管事項のところの問題が、現地を見ることと人と人との対話を通して……。
- 井川委員長  
阪本委員はいいですか。阪本委員さんは、何かありますかね。
- 阪本委員  
いや、別にないです。
- 井川委員長  
前田委員。
- 前田委員  
秋山委員が言われたので、一つ思い出したというか。前に担当課に、例えばここを今見てほしいんですよとか、いついつの時期になったら、こういうのはやっぱり議員さんにも確認してほしいですみたいな感じ、これは時期を捉えてあるので、結構そうやって各担当課に振っつけば、何かそういうのを振ってというか、各担当課のほうに問い合わせしてみるというのも一ついいと思います。ここにあるだけじゃなくて、例えば産業振興課に、今こういう問題があるけこういうところをちょっと、いついつぐらいの時期にどうですかみたいな提案があったらぜひ受けていただきたい。それも追加できれば。
- 井川委員長  
今、皆さんから意見いただきまして、一応、現地視察も行うのもいいんでないかと。また、意見交換会としては、地域おこし協力隊との意見交換会、それからまた農業委員会との意見交換会、商工会との意見交換会もいいだろうし、それからまた、それぞれの所管の担当課に行って、今の問題点等について意見を聞くとありましたけども、どれを優先的に持ってくるのか。それからあと、秋山委員から当初出とった社会福祉協議会とかの福祉関係、民生委員の関係も出てくると思いますけども、そういう方との意見交換会はどうかかなというようなこともありましたけども、優先的に——、取りあえずは……。  
油本委員。
- 油本委員  
いろんな、もちろんテーマが出ました。先ほど前田委員が言われましたように、そこそ旬のもんってあると思うんですよね。時期的なもんというのが。いろいろ候補を並

べて、それで、委員長じきじきに担当課に言って、どれがいいでしょうかと。それも一つの手かなとは思うんです。いかがですか。

○井川委員長

皆さん、どうですか。取りあえず今いただいた意見等について、それこそ本当に時期的なものもありますので、前田委員が言われた、担当課の抱えとる問題等についてもありますので、取りあえず、今日あった意見と併せてそれぞれ担当課に確認をして、視察なり、担当課のほうでこれ見てもらえませんかとかいうのがありましたら、時期とかも考えて、その時点で一応予定を組んで、また皆さんに見ていただくというので、一応、調査項目については委員長のほうに一任していただきまして、また皆さんのほうに連絡をさせていただければと思いますけども、どんなものでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、一応そういうことでさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

(2) 視察について

○井川委員長

続きまして、2番、視察について。  
事務局、お願いします。

○福嶋主幹

では、2月に委員会で少し話した中で、視察先と日程をおおむね話し合ったところです。日程は10月の2週目ぐらいを第1希望として、2泊3日で、青森県の野辺地町、弘前市、あと、岩手県庁という案もちょっと出ていますけども、その辺りを、先方の予定を聞いて決めていくということになりましたので、ちょっとその確認です。

視察先としては、それぞれの町や市にアポを取るっていうことで進めていこうと思うんですけど、ちょっと確認しておきたいことがあって、まず野辺地町だと、ここでは風力発電の視察ということでよろしかったですか。風力発電の視察で、これから稼働開始予定の事業があるということで、そのことについてということでもよろしいかっていう確認と、それから弘前市だと、リングを活用した地域の活性化というところで、そのテーマでいいかっていうのをちょっと確認したいです。

というのが、町のほうにアポを取るに当たって、どの課が担当するかっていうのが、私たちが視察の受入れがあったときには、風力についてっていったら環境エネルギー課に渡しますし、地域の活性化とかだったら企画財政課なり、事業によっては産業振興課だったり、観光交流課だったりっていうことがあるので、ちょっと焦点をちゃんと絞ってお願いをしていきたいと思うので、確認させてもらいたいなと思っています。私からはそれです。

○井川委員長

今、事務局のほうから説明がありましたけども、取りあえず前回の委員会のときに、青森県の野辺地町、風力発電と、あと、弘前市についてはリングを使った特産品を魅力的に活用した地域の活性化ということで、この2か所。そして、あと岩手県の関係があったんですけども、まず、青森県の野辺地町については一応、風力発電の視察ということで、これでよろしかったですね。

油本委員。

○油本委員

2月8日のリスト(民生経済常任委員会 資料(2)-2の視察(案))を見ていただいたら、私の上げました理由とか、視察の目的とか上げておりますので、それで御確認いただければよろしいかと思えます。これに書いてますのは、私の行きたい理由でございますので、どうぞ御覧ください。以上です。

○井川委員長  
事務局。

○福島主幹

ありがとうございます。

そしたら、そのときの資料をちょっと見るんですけど、テーマとしては環境保全と脱炭素の両立ということがあって、これが野辺地町に当たるっていうことでよろしいですか。

○井川委員長  
油本委員。

○油本委員

熟読していただいたら分かりますけど、環境保全と脱炭素の両立になりますと、これは岩手県が絡んできます。岩手県の知事が発表したものでございますので、それも入ってくるということをお読み取りください。以上です。

○井川委員長  
事務局。

○福島主幹

1個1個アポを取っていこうと思うんですけど、そしたら野辺地町には、視察に行きたい理由として風力発電の稼働っていうことがあるので、それに当たっての自治体の動きとか、住民への調査とか、その辺りを担当課に話を聞いて、意見交換とかさせてもらうというような内容でよろしいですか。ちょっと、どのような視察内容にするか……

○井川委員長  
油本委員。

○油本委員

2ページに、それは全てを書いておりますので、それを御覧ください。以上です。

○井川委員長  
事務局。

○福島主幹

たくさん書いてあるので、いろいろ聞かれないことはこうかなと思うんですけど、その町に——、聞かれない質問項目というか、そういうことが書いてありますが……。

○井川委員長  
油本委員。

○油本委員

細かく詰めるのは後でも結構ですので、どこまで今するんですかね。

○井川委員長

一応、1ページの例えばテーマ、視察地、理由って、野辺地町の理由っていうことで、この理由じゃないですかね、建設問題の経緯と稼働後の自治体及び住民への影響調査みたいなもの。

事務局。

○福島主幹

じゃあ、この理由って書いてあるところを、こういうことを視察させてもらいたいですっていうふうにお願いさせてもらおうと思いますけど、それでよろしいですか。

○井川委員長  
油本委員。

○油本委員

提出されるときには、これは私の本当に案でございまして、このまま出さないでください。もう一度、私が相談の上、またそれは提出の案をつくっていただいた方がよろしい

かと思えます。

○井川委員長

分かりました。

津川委員。

○津川委員

今、要はこの理由を決めるんで、委員会で。今言ってもらって、決めて、文章をつくらんと、この委員会の意味がないので、後で油本委員に意見聞きに行ったら決まらんですよ。今、油本委員にこの理由のことを言っていて、まとめて、最終的に皆さんで確認するっていう手順じゃないと、委員会としての仕事はできないと思えますので、そのように進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

でしたら、今のレベルで、もうこれで結構です。

○井川委員長

では、今、油本委員のほうから、今のでいいということですから、この理由に書いてあること、この視察内容としてはこういうことをお願いをいたします。よろしいでしょうか。

○津川委員

ちょっとすみません。

○井川委員長

津川委員。

○津川委員

最後ちょっと意味が不明なんでお聞きしたいんですが、自治体及び周辺住民への影響調査ってあるんですが、この影響調査は何を、具体的にどういうことなんでしょうか、この文章の意味。自治体及び周辺住民への影響調査っていう意味をお願いします。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

2ページの野辺地町の下のほうに、野辺地陸奥湾というふうに括弧してあります、特に。これ、野辺地陸奥湾に特化したことでございますので、野辺地陸奥湾ではこれを私は伺いたい。車両への影響であるとか、流砂、飛砂の影響とか、そういうものを含めた影響ということとだけいただければよろしゅうございます。

○井川委員長

津川委員。

○津川委員

であれば、自治体及び周辺住民への影響、環境がどうなったのかとか、住民感情はどうだったのかというふうな質問だと思うんで、そんなふうに文章を変えたほうがいいように思うんですが、ちょっとこれじゃ分かりにくいかな、相手に対して。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

それだったら、具体的に住民とか環境とか書いても結構ですし、それも含めた上で私は影響調査というふうに書かせていただきました。もちろん住民ね、住民さんとか周りで暮らされてる方への影響というふうに書かせていただいたつもりでございますが、あくまで私の中でこれはファイナルじゃないもんですから、こういう書き方になっており

ます。ですから、今の段階で出せと言われれば、これです。以上です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

せっかくつくっていただいたので、理由をもう少し簡単に、例えば稼働後の影響についてとか、そんな感じで、向こうに振るときなら対応してもらえと思うんですよ。細かくがあんとやっちゃうよりは、影響について調査しますよみたいな感じのほうが良いと思うんで、そういう感じじゃいけんですかね。

○井川委員長

事務局。

○福島主幹

いろいろありがとうございます。

今いただいた意見を踏まえて、先方の方に連絡してみたいと思いますので、ありがとうございました。

○井川委員長

よろしくお願いします。

○福島主幹

今、年度替わりの時期ですので、またちゃんと分かってくるのは4月以降になると思いますけども、連絡の取れるタイミングで行っていきますので、引き続きよろしくお願いします。

○井川委員長

あとは、弘前市もだったよね。

○福島主幹

そうですね、3か所聞くだけ聞いてみますので、御都合のあたりとか、10月の2週目あたりで聞いてみたいと思いますので、今はここまで大丈夫です。ありがとうございました。

○井川委員長

じゃあ、お願いします。

じゃあ、視察についてはいいですか、これで。（「はい」と呼ぶ者あり）

阪本委員。

○阪本委員

私は巨大風車はぜひ見たいと思っています。だけど、そのほかの小さい風車まで、もうここらでもいっぱい建っておりますから、いろいろな情報も私ども聞いたりして、熟知まではしとらんけども、いろんな問題も聞いております。したがって、全国でも例のないような巨大風車がここで計画されるわけですから、だから、そこに絞って勉強すればええんでないかなと思います。ほかのところは、あんまり行ってみても参考にならないと思うです。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

簡単に言いますね。一番初めに上げてました2か所の風車、中浜というところにあるんですけども、それが津軽半島のちょっと入った北側、山の中なんですよ。それが170メートル級あるんで、そこも候補に上げたんですけども、そこも行って、それで今度、もう一つの野辺地陸奥湾のほうに行くとなると風車ばかりということになってしまいますんで、我々の立地条件に近く、海岸線にずらずらっと並んでいる、しかも幹線道路沿いっていうことでこっちを選ばせていただいた。ですから、巨大風車が1本しかない

と言え1本しかないんですけども、そこを見たいのであれば、そちらのほうをということになってしまいます。私はこの行程の段階では、そっちではなく、海岸線にずらずらっと並んでるほうにしました。

ちょっと今、手元に資料ないんですけども、野辺地陸奥湾のほうも現行、今103.5メートルの町営風車ですけども、予定されているのが180メートル、向こうでは145メートル前後の風車がたしか並んでるように私は記憶しています。もちろん調べればすぐに分かることですけど。以上です。

○井川委員長  
阪本委員。

○阪本委員

結局、洋上風車の規模なんですよ、今、計画しておられるのはね。この間の常任委員会でもいろいろな意見がありましたけど、予定されておる地域の人たちに説明責任が果たされてから、やっぱりこれ、行ってみるべきだと私は思うです。すごい心配しておられる町民があるもんですからね。もう巨大風車、体積5倍っていいますから、とんでもない風車なんですよ。それが、ブレードの先端が蜘蛛ヶ家山よりちょっと高い、それから、高速道路のすぐ近くで回るということになると、すごい事故に対するリスクが大きいと思うんですよ。

だから、民家があんまりないやなところではあんまり参考にならんと思うんですけども、ほかにそういった事例がないということで、ぜひそこには行ってみたいと思いますけども、やっぱりこういう具合に議会もいろいろ議論をしながら進めてますよ、それから、一番集落に近い東園、西園、あるいは1.7倍の大きさですから、今ののね。だから、由良宿の周辺も影響があるんじゃないかという心配がありますんで、決めてから説明するなんていうことじゃなしに、それまでにやっぱりそういった情報を町民に知っていただくというのが私は先決だと思うです。

○井川委員長

そういう点も含めて、今回、油本委員のほうで視察先を提案していただきましたので、よろしく願います。

じゃあ、以上で視察については終わらせていただきます。

### (3) 閉会中の継続調査申し出について

○井川委員長

3番目、閉会中の継続審査の申し出について。これにつきましては、申し出をするのでよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)

申し出をする内容については、調査内容として、民生経済常任委員会の所管する事項ということで出させていただきます。

### (4) その他

○井川委員長

続きまして、協議事項の(4)について、事務局のほうでは。

○大庭局長

ないです。

### 5 その他

○井川委員長

では次に、5番、その他について、皆さんのほうで何かありましたら。(「ありません」「ないです」と呼ぶ者あり)

6 閉 会 (11:46)

○井川委員長

ないようですので、以上で民生経済常任委員会を終了させていただきます。御苦勞さまでございました

※この会議録は要点筆記である。